

## 公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程

令和3年12月1日  
令03（規程）第56号  
最終改正 令和5年4月1日  
令05（規程）第10号

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定（令和3年2月1日改正））等を踏まえ、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）における公的研究費の不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、公的研究費の不正使用と疑われる事案が発生した場合の処理の手続きについて定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「公的研究費」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関の配分機関から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金及びそれらが配分された他機関とのそれらを原資とした受託研究又は共同研究により機構に受け入れた資金、補助金等、機構において研究活動に使用する全ての資金をいう。
- (2) 「研究費不正」とは、故意又は重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (3) 「研究者等」とは、原則として、機構の研究技術開発活動を行うことを職務にする者であって、実際に、その研究技術開発活動に従事する者をいう。
- (4) 「事務職員」とは、公的研究費の取扱いに関する事務を担当する者をいう。
- (5) 「職員等」とは、機構の役職員及び機構により委嘱又は受け入れた者をいう。

### 第2章 運営及び管理体制

#### （最高管理責任者）

第3条 機構全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとして、最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、以下に掲げる役割を担う。

- (1) 公的研究費の不正使用防止に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- (2) 基本方針、具体的な研究費不正防止対策の策定に当たり、理事会議等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等との議論を深める。
- (3) 職員等に対し研究費不正防止に向けた取組を促す等、様々な啓発活動を定期的に行い、職員等の意識の向上と浸透を図る。

#### (統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機構全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、総務を担当する理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、研究費不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機構の具体的な対策（研究費不正防止計画、コンプライアンス教育や啓発活動等の実施計画）を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

#### (コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者として、コンプライアンス推進責任者を置く。コンプライアンス推進責任者は、別表に定める公的研究費を執行する部署（以下、「研究所等」という。）の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、所掌する研究所等における、以下に掲げる役割を担う。

- (1) 研究費不正根絶のために、研究費不正防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に研究費不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を把握する。
- (3) 定期的な啓発活動を実施する。
- (4) 公的研究費の管理・執行状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

#### (コンプライアンス推進副責任者)

第6条 前条第2項に定める業務を実施するため、コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進副責任者を指名し、当該業務の補助を行わせることができる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、複数名置くことができる。

## (研究費不正防止計画推進部署)

第7条 機構に公的研究費の不正防止計画の推進を担当する部署（以下「研究費不正防止計画推進部署」という。）を置き、イノベーションセンター及び経営企画部を持って充てる。

2 研究費不正防止計画推進部署は、以下に掲げる役割を担う。

- (1) 統括管理責任者とともに機構の具体的な対策（研究費不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の実施計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (2) 監事との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに、研究費不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
- (3) 内部監査部門と連携し、研究費不正を発生させる要因について、機構の状況を体系的に整理し評価する。

## (監事)

第8条 監事は、以下に掲げる公的研究費の運営・管理状況について、理事会議等において、定期的に意見を述べる。

- (1) 機構における研究費不正の防止に関する内部統制の整備・運用状況
- (2) コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった研究費不正発生要因の研究費不正防止計画への反映、適切な実施状況

## (内部監査部門)

第9条 公的研究費の不正使用防止に係る内部監査は、監査・コンプライアンス室が行う。

- 2 内部監査の実施に当たり、過去の内部監査、モニタリングを通じて把握した研究費不正発生要因に応じて、監査計画を隨時見直しする等効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用し、内部監査の質の向上を図るよう努める。
- 3 効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び公認会計士に必要な情報提供等を行うとともに、研究費不正防止に関する内部統制の整備・運用状況、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について意見交換を行う。
- 4 監査・コンプライアンス室は、毎年度定期的に、公的研究費の財務情報に対する確認を一定数実施するとともに、管理体制の機能確認を行い、その結果について、統括管理責任者を通じて、最高管理責任者に報告する。
- 5 監査・コンプライアンス室は、毎年度、コンプライアンス教育（研究活動上の不正対策等を含む）を実施し、職員等の受講を義務付けるものとする。

## (職名の公開)

第10条 機構は第3条から第7条までの責任者の職名を公開するものとする。

### 第3章 行動規範

#### (行動規範)

第11条 研究費不正防止のため、職員等に対する行動規範を別に定める。

### 第4章 研究費不正防止計画等

#### (研究費不正防止計画)

第12条 統括管理責任者及び研究費不正防止計画推進部署は、研究費不正発生防止のため、具体的な対策として、研究費不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、職員等に周知するとともに、実施状況を確認する。

- 2 統括管理責任者及び研究費不正防止計画推進部署は、実施状況を最高管理責任者及び監事に報告する。
- 3 研究費不正防止計画推進部署は、研究費不正防止計画策定に関し、研究費不正発生要因対策を反映させるとともに、研究費不正発生要因に応じて、隨時見直しを行う。

#### (コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画)

第13条 統括管理責任者及び研究費不正防止計画推進部署は、研究費不正防止対策の理解促進のためのコンプライアンス教育及び研究費不正を起こさせない組織風土形成のための啓発活動の実施計画（対象、時間・回数、実施時期、内容含む）を策定し、コンプライアンス推進責任者に周知するとともに、実施状況を確認する。

- 2 統括管理責任者及び研究費不正防止計画推進部署は、実施状況を最高管理責任者及び監事に報告する。
- 3 統括管理責任者及び研究費不正防止計画推進部署は、研究費不正防止に関するコンプライアンス教育及び啓発活動に関し、研究費不正発生要因対策を反映させるとともに、研究費不正発生要因に応じて、隨時見直しを行う。

### 第5章 公的研究費の使用ルール相談窓口

#### (使用ルール相談窓口の設置)

第14条 公的研究費に係る事務処理手続き及び公的研究費の使用ルールに関する相談を受け付ける窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、研究費不正防止計画推進部署とする。

### 第6章 誓約書の提出

## (誓約書)

第15条 職員等は、機構に対し、別に定める誓約書を提出しなければならない。

- 2 機構は、調達等を行う対象から、別に定める誓約書の取得に努めなければならない。

## 第7章 研究費不正に係る通報への対応

## (通報の受付)

第16条 監査・コンプライアンス室は、研究費不正（不正使用の疑いを含む。）に関する機構内外からの相談・通報を受け付け、監査・コンプライアンス室及び指定した法律事務所等に通報窓口を設置する。

- 2 通報窓口は、「内部通報に関する規程」に定めた通報窓口とする。
- 3 相談・通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談とする。
- 4 書面、FAX又は電子メールによる通報の場合は、通報窓口は、通報を行った者に対し、速やかに通報を受け付けた旨を通知する。
- 5 機構の内部調査又は報道、外部機関若しくはインターネット上の情報等外部からの指摘により研究費不正の疑義が生じた場合は、統括管理責任者の判断において通報に準じて取り扱うことができる。
- 6 内部調査以外の方法で研究費不正疑義の情報を得た部署は、監査・コンプライアンス室に報告するものとする。この場合において、その内容に研究費不正を疑うに足りる相当な理由があると認められる場合は、統括管理責任者の判断において通報に準じて取り扱うことができる。

## (通報の取扱い)

第17条 通報は、原則として次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 顕名によるものである場合において、通報を行う者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、連絡先が明示されていること。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対してのこの規程に規定する通知及び報告は、通報窓口を通じて行うものとする。
- (2) 研究費不正に関与した職員等又は部署、研究費不正が行われた時期及び研究費不正が行われた研究資金名等調査対象が特定されていること
- (3) 研究費不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ研究費不正とする合理性のある根拠が示されていること
- 2 機構外の通報窓口は、前条において通報を受け付けたときは、監査・コンプライアンス室に報告する。
- 3 監査・コンプライアンス室は、前条第3項において通報を受け付けたとき、前条第5項

及び前条第6項において通報に準じて取り扱うとき又は前項において報告を受けたときは、統括管理責任者に報告する。

- 4 統括管理責任者は、前項の報告を受けたとき又は、第7項で通報に準じて扱うと決めたときは、通報の受理又は不受理を決定し、通報者に通知する。この場合において、通報の受理又は不受理を決定するに当たり必要と認められる場合は、統括管理責任者は、監査・コンプライアンス室に対して、内容の精査を指示するものとする。
- 5 第1項から第4項の規定にかかわらず、匿名による通報であって、その内容に研究費不正を疑うに足りる相当な理由があると認められる場合は、当該通報を受理することができる。この場合において、匿名の通報者に対してのこの規程に規定する通知及び報告は行わないが、調査の過程で通報者の氏名が判明した場合は、通報者保護を配慮の上、顕名による通報として取り扱うことができる。
- 6 統括管理責任者は、第4項及び前項において通報の受理又は不受理を決定したときは、最高管理責任者及び監事にその結果を報告するものとする。
- 7 通報の意思を明示しない相談であって、その内容に研究費不正を疑うに足りる相当な理由があると認められる場合は、統括管理責任者は、相談を行った者に通報の意思を確認するものとする。ただし、当該者に通報の意思が無い場合においても、統括管理責任者の判断において、通報に準じて取り扱うことができるものとする。
- 8 研究費不正が行われようとしている、又は研究費不正への関与を求められているという通報であって、その内容に相当な理由があると認められる場合は、統括管理責任者は、被通報者に対して警告を行うものとする。
- 9 前条第5項、前条第6項及び本条第7項において統括管理責任者が通報があったものと見なして取り扱うことを決定した場合にはその決定の日付を、また第6項により統括管理責任者が通報の受理があったものと見なして最高管理責任者及び監事に報告した場合にはその決定の日付を第20条第1項及び第32条第1項の通報の受付日と見なす。
- 10 通報の内容が、機構のほか他機関においても調査等対応を行うべきものである場合、最高管理責任者は、当該機関に対して通報の内容を通知し、調査等対応について協議するものとする。

#### (通報者等の保護)

- 第18条 通報への対応に従事する職員等は、通報者及び調査対象職員等のほか当該調査に協力した者の名誉又はプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。
- 2 機構は、通報者及び調査に協力した職員等に対して、当該通報を行ったこと又は調査に協力したことを理由に、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、いかなる不利益な取扱いも行わない。
  - 3 機構は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対し、

研究活動の部分的又は全面的禁止、人事上の措置その他の不利益な取扱いは行わない。

- 4 機構は、相当な理由なしに、通報者又は被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、懲戒規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

#### (予備調査の実施)

第19条 監査・コンプライアンス室長は、統括管理責任者の指示を踏まえ予備調査の要否を決定し、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。

- 2 監査・コンプライアンス室長は、予備調査が必要であると決定したときは、研究費不正等の疑義事案に係る機構専門家等の協力を得て予備調査を実施する。
- 3 監査・コンプライアンス室長は、予備調査の結果について統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。
- 4 統括管理責任者は、予備調査委員会を設置して調査することができる。

#### (詳細調査の決定等)

第20条 最高管理責任者は、予備調査の結果、詳細調査の要否を決定する。詳細調査の要否の決定は、通報の日から30日以内とし、当該調査の要否を配分機関等に報告する。

- 2 最高管理責任者は、詳細調査の実施を決定した時は、通報者及び被通報者等（以下「調査対象者」という。）に対し、調査の実施を通知し、詳細調査への協力を求めるものとする。また、詳細調査を実施しないときは、通報者に対し、その旨を理由とともに通知する。

#### (委員会の設置)

第21条 最高管理責任者は、詳細調査実施の決定の日から30日以内に研究費不正調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、事実関係の調査を開始させなければならない。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 委員は、最高管理責任者が指名する機構の職員及び最高管理責任者が委嘱する外部有識者（弁護士及び公認会計士等）とする。なお、外部有識者は、機構、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。ただし、委員長に事故がある場合又は委員会に出席できなくなった場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 委員会は、調査を行う上で必要と認めるときは委員会に参考人を出席させて事情等を聴取し、又は資料を提出させることができる。

- 7 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 8 委員は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、委員会に出席することができない。
  - (1) 原則として通報者及び調査対象者が個人評価における被評価者に該当する場合
  - (2) その他公平な調査を行うことが困難であると認められる場合
- 9 前項のほか、委員が役職員等である場合において、自らが通報者及び調査対象者となつた場合は、委員会に出席することができない。
- 10 最高管理責任者は、委員会を設置し、調査を開始した時は、通報者及び調査対象者に対し、委員長及び委員の氏名及び所属を通知する。
- 11 通報者及び調査対象者は、前項の規定により通知を受けた委員会の構成員に不服があるときは、通知を受けた日から 7 日以内に異議申立書を最高管理責任者に提出することができる。
- 12 最高管理責任者は、前項の規定による申立てを受けた場合、必要があると認めるときは調査の停止を命ずることができ、その内容が妥当であると判断した時は、当該申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。
- 13 委員会は、委員長、外部有識者、及び1人以上の委員の出席がなければ、開催し議決することができない。
- 14 委員会は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。
- 15 委員会は、非公開とする。
- 16 委員会の事務局は、監査・コンプライアンス室とする。

(詳細調査の実施)

- 第22条 委員会は、予備調査結果若しくは自ら収集した資料を精査し、又は関係者への事情聴取等の方法により、調査を行う。この場合において、調査対象者の弁明の聴取が行われなければならない。
- 2 委員会は、調査対象となる調査対象者及び関係部署等に対し、証拠資料の保全又は提出、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 3 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関等に報告し、又は協議しなければならない。また、配分機関等からの求めに応じて、調査に支障が生じる等の正当な事由がある場合を除き、当該事案にかかる資料の提出、閲覧及び現地調査に応じなければならない。
- 4 委員会は、必要に応じて、調査対象者が関与する通報に係る研究費以外の研究費の使用に関しても調査対象とすることができます。

(詳細調査時の措置)

第23条 委員会は、調査の過程において、調査対象者に対する一定の措置が必要と認められる場合は、最高管理責任者に対してその旨の意見を述べることができる。

2 最高管理責任者は、前項の意見又は配分機関等からの指示があったときは、調査対象者及び関係各部署等に対し、必要な期間、次に掲げる事項を実施するために必要な措置を命ずることができる。

- (1) 調査対象者の出勤禁止（有給）
- (2) 詳細調査に係る利害関係者と調査対象者の接触禁止
- (3) 疑義の掛かった当該研究活動の一時停止
- (4) 詳細調査に係る物品の確保
- (5) その他詳細調査の実施に必要な措置

#### (認定)

第24条 委員会は、詳細調査の開始から150日までを目処として、以下の項目に関し、速やかに調査結果を最高管理責任者及び監事に報告しなければならない。

- (1) 研究費不正の有無及び研究費不正の内容
- (2) 研究費不正に関与した者及びその関与の程度
- (3) 研究費不正の相当額
- (4) その他委員会が必要と認める事項

2 研究費不正が無かつたと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、委員会は、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

3 委員会は、調査の過程であっても、研究費不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定を行い、最高管理責任者に報告するものとする。

#### (調査結果の通知)

第25条 最高管理責任者は、前条第1項の報告に基づき、通報者及び調査対象者に対し、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに通知する。

2 通報者が機構外の者である場合において、前条第2項の認定があったときは、最高管理責任者は、当該通報者の所属機関に対し、その旨を通知するものとする。

#### (不服申立て)

第26条 研究費不正への関与を認定された調査対象者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、前条により通知された調査結果に不服があるときは、通知の日から10日以内に、不服申立書を最高管理責任者に提出することができる。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、委員会に対して不服申立ての審査を指示する。この場合において、不服申立ての趣旨が委員会の構成等の公正性に関する

ものであるとき等は、最高管理責任者は、必要に応じて委員会の構成員を変更することができる。

3 委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を実施すべきか否かについて速やかに決定し、最高管理責任者に報告する。

#### (不服申立ての通知等)

第27条 最高管理責任者は、前条第1項の不服申立てがあったときは、相手方となる通報者又は調査対象者にその旨を通知する。ただし、通報が悪意に基づくものと認定された通報者からの不服申立てである場合において、当該通報者が機構外の者である場合は、当該通報者が所属する機関にも通知を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前条第3項の報告があったときは、通報者及び調査対象者にその旨を通知する。この場合において、再調査を実施しない決定があったときは、その理由と併せて通知するものとする。

#### (再調査の実施)

第28条 最高管理責任者は、第26条第3項において再調査の実施が決定されたときは、委員会に対して再調査の実施を指示する。

2 委員会は、前項の指示を受けたときは、通報者又は調査対象者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査への協力を求めるものとする。

3 委員会は、第1項の指示を受けた日から原則として50日以内に調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。ただし、通報が悪意に基づくものと認定された通報者からの不服申立てに基づく再調査である場合の調査期限は、30日以内とする。

#### (再調査結果の通知等)

第29条 最高管理責任者は、前条第3項の報告を受けたときは、当該結果を通報者、調査対象者及び調査対象者が所属する機関に通知する。ただし、通報が悪意に基づくものと認定された通報者からの不服申立てに基づく再調査の結果である場合は、調査対象者、通報者及び通報者が所属する機関に通知する。

#### (措置)

第30条 最高管理責任者は、研究費不正があった旨の認定が行われたときは、必要に応じて次に掲げる措置を行う。

- (1) 研究費不正に関与したと認定された職員に対する懲戒処分
- (2) 管理監督責任を有する職員に対する懲戒処分
- (3) 研究費の返還命令又は使用停止命令（配分機関等から返還命令を受けた場合への対

応を含む。)

(4) 研究費不正に関与したと認定された職員等に対する刑事通報等の法的措置（私的流用など、行為の悪質性が高い場合に限る。）

(5) その他必要と認める事項

2 最高管理責任者は、研究費不正がなかった旨の認定が行われたときは、必要に応じて第23条第2項の措置を解除し、必要に応じて通報者、調査対象者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者に対して、必要に応じて懲戒処分、刑事通報等の法的措置を講ずるものとすることができます。

（懲戒処分）

第31条 懲戒処分は、機構の懲戒規程に基づき設置された懲戒委員会の決定を経て、研究費不正の認定を受けた者の処分を決定する。ただし、最高管理責任者は委員会の調査結果をもって懲戒規程第5条に定める非違行為の調査結果に代えることができる。

（配分機関等への報告）

第32条 最高管理責任者は、受理を決定した通報に関して、当該通報の受付日から210日以内に、以下に掲げる事項を含む最終報告書を作成し、配分機関等に提出しなければならない。

(1) 調査結果

(2) 研究費不正の発生要因

(3) 研究費不正に関与した者が係わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況

(4) 再発防止計画

(5) その他必要と認める事項

2 前項の規定については、第26条第1項に規定する不服申立てが行われ、第28条第1項に規定する再調査の実施が決定された場合には、配分機関等の承認を受けて、前項中「当該通報の受付日から210日以内に」を「配分機関等の承認を受けた日までに」と読み替えてこれを適用する。

3 最高管理責任者は、調査の終了前であっても、配分機関等からの求めに応じて、中間報告書を作成し、調査の進捗状況報告とともに配分機関等に提出するものとする。

4 最高管理責任者は、第24条第3項の報告、第26条第1項の不服申立て、第26条第3項の報告又は第28条第3項の報告があったときは、速やかに配分機関等に報告する。

（調査結果の公表）

第33条 最高管理責任者は、研究費不正があつた旨の認定が行われたとき又は、第26条第1項の不服申立てが行われ、第28条第1項の再調査の実施が指示された際の第28

条第3項の再調査において調査の結果を覆さないという報告が行われたときは、速やかに調査結果を公表する。

- 2 最高管理責任者は、研究費不正がなかった旨の認定が行われたときは、原則として調査結果を公表しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる場合においては、調査結果を公表することができる。
  - (1) 調査事案が外部に漏えいしていた場合
  - (2) 悪意に基づく通報について、研究費不正がなかった旨の認定が行われた場合
  - (3) 社会的影響が重大であると判断される場合
- 4 第1項及び前項において公表する内容は、以下に掲げる項目を含むものとする。ただし、公表することにより周囲の第三者に不利益が生じるような場合等、最高管理責任者が公表しないことに合理的な理由があると認める場合は、公表しないことができる。
  - (1) 研究費不正に関与した者の氏名、役職及び所属
  - (2) 研究費不正の内容
  - (3) 機構が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 委員会委員の氏名、役職及び所属
  - (5) 調査の方法及び手順
  - (6) その他必要と認める事項
- 5 最高管理責任者は、社会的影響が重大であると判断される場合においては、調査中にかかわらず、中間報告として公表することができるものとする。
- 6 最高管理責任者は、調査事案が外部に漏えいしていた場合においては、通報者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は調査対象者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

#### (秘密保持義務)

第34条 職員等及び委員会の委員に委嘱された機構外の第三者は、この規程に規定する調査等の過程において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職員等が機構を退職した後も同様とする。

#### (個人情報の保護)

第35条 研究費不正等に関する相談や通報を受け付け、調査結果を公表しないこととなった場合において本規程に定める業務に携わる者は、正当な理由がある場合を除き、相談や通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

- 2 最高管理責任者は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規程に従って処分の措置を講ずる。

## (利益相反関係の排除)

第36条 通報への対応に従事する職員等は、自らが関係する事案の処理に関与してはならない。

## (調査への協力義務)

第37条 職員等は、調査及び認定後の措置の実施に関して、誠実に協力しなければならない。退職後においては、機構からの要請に基づき、協力に努めるものとする。

## (適用除外)

第38条 第16条から前条の規定にかかわらず、競争的研究費等を除く研究費不正については、配分機関等から特段の要請がない場合は、調査等手続きに係る処理の期限、配分機関等への報告又は協議及び調査結果の公表に関する部分を適用しないことができる。

## 附 則

## (施行期日)

第1条 この規程は、令和3年12月1日から施行する。

## (細則の廃止)

第2条 公的研究費の適正な執行等を確保するための基本方針(28(細則)第54号)は、廃止する。

## 附 則(令和4年6月1日 令04(規程)第10号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

## 附 則(令和5年4月1日 令05(規程)第10号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

本部/部門名	組織名	コンプライアンス推進責任者
	監事室	監事室長
本部	監査・コンプライアンス室	監査・コンプライアンス室長
	経営企画部	経営企画部長
	総務部	総務部長
	人事部	人事部長
	財務部	財務部長

	安全管理部	安全管理部長
	情報基盤部	情報基盤部長
	イノベーションセンター	イノベーションセンター長
	S I P推進センター	S I P推進センター長
	ダイバーシティ推進室	ダイバーシティ推進室長
理事長直轄組織	Q S T革新プロジェクト	Q S T革新プロジェクトマネージャー
	Q S T国際リサーチイニシアティブ	Q S T国際リサーチイニシアティブ各グループリーダー
量子生命・医学部門	量子医科学研究所	量子医科学研究所長
	放射線医学研究所	放射線医学研究所長
	Q S T病院	Q S T病院長
	量子生命科学研究所	量子生命科学研究所長
	上記以外の部門直轄組織	研究企画部長
量子基盤技術研究部門	高崎量子応用研究所	高崎量子応用研究所長
	関西光量子科学研究所	関西光量子科学研究所長
	次世代放射光施設整備開発センター	次世代放射光施設整備開発センター長
	※部門及び研究企画部は、所属する拠点に属する。	
量子エネルギー一部門	那珂研究所	那珂研究所長
	六ヶ所研究所	六ヶ所研究所長
	※部門及び研究企画部等は、所属する拠点に属する。	